

吸収合併に係る事後開示書面
(吸収合併消滅会社 株式会社ナカヒロ)

令和2年10月6日

日本調剤株式会社

代表取締役社長 三津原 庸介



当社は、株式会社ナカヒロを消滅会社とする吸収合併の存続会社として、会社法第801条及び会社法施行規則第200条に基づき、下記のとおり開示いたします。

1. 吸収合併が効力を生じた日

令和2年10月1日

2. 吸収合併消滅会社における本吸収合併の差止請求、反対株主の買取請求及び新株予約権買取請求並びに債権者の異議に関する手続の経過

(1) 差止請求

吸収合併消滅会社である株式会社ナカヒロは、当社の完全子会社であったため、差止請求について該当はありません。

(2) 反対株主の買取請求

当社は、吸収合併消滅会社である株式会社ナカヒロの特別支配会社であったため、反対株主の買取請求は適用されません。

(3) 新株予約権買取請求

吸収合併消滅会社である株式会社ナカヒロは、新株予約権を発行していません。

(4) 債権者の異議

吸収合併消滅会社である株式会社ナカヒロに対し、異議を述べた債権者はありませんでした。なお、同社は令和2年8月28日付で官報に公告を行うとともに、知っている債権者に対し各別の催告を行いました。

3. 吸収合併存続会社における本吸収合併の差止請求、反対株主の買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過

(1) 差止請求

当社は本合併を簡易手続きで行ったため、差止請求は適用されません。

(2) 反対株主の買取請求

当社は本合併を簡易手続きで行ったため、反対株主の買取請求は適用されません。

(3) 債権者の異議

吸収合併存続会社である当社に対し、異議を述べた債権者はありませんでした。なお、当社は、令和2年8月28日付で官報に公告を行うとともに、同日付で電子公告を行いました。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本吸収合併の効力発生日である令和2年10月1日をもって、吸収合併消滅会社である株式会社ナカヒロからその資産、負債その他の権利義務の一切を引き継ぎました。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社である株式会社ナカヒロが備え置いた書面に記載された事項別紙のとおりです。

6. 吸収合併の変更の登記をした日

令和2年10月6日

7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項

該当する事項はありません。

以上

吸収合併に係る事前開示書面

令和2年8月28日

(吸収合併消滅会社)

株式会社ナカヒロ

代表取締役社長 三津原 庸介



当社は、吸収合併消滅会社として、会社法第782条及び会社法施行規則第182条に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

1. 吸収合併契約
別紙1「吸収合併契約書」のとおりです。
2. 合併対価の相当性に関する事項
完全親子会社間の合併のため、合併対価の交付はありません。
3. 合併対価について参考となるべき事項
完全親子会社間の合併のため、合併対価の交付はありません。
4. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項
当社は新株予約権を発行していません。
5. 計算書類等に関する事項
吸収合併存続会社である日本調剤株式会社の最終事業年度に係る計算書類等（事業報告書、監査報告書及び会計監査報告書を含む）は別紙2のとおりです。
なお、当社及び日本調剤株式会社ともに、最終事業年度末日後において重要な後発事象は生じていません。
6. 合併後の債務の履行の見込みに関する事項
当社及び吸収合併存続会社である日本調剤株式会社の財務状況から勘案して、合併後の債務の履行に支障はないものと見込んでおります。
7. 事前開示開始日以降において上記各事項に変更が生じたときは、直ちに変更後の事項を開示いたします。

(以 上)

吸収合併契約書

日本調剤株式会社（以下、「甲」という。）と株式会社ナカヒロ（以下、「乙」という。）及び合同会社和田薬局（以下、「丙」という。）とは、以下のとおり吸収合併契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併当事者の商号及び住所）

本契約当事者の商号及び住所は、末尾記載のとおりである。

第2条（合併の方式）

1. 甲と乙及び丙とは、甲を存続会社、乙及び丙（以下、「消滅会社各社」という。）を消滅会社として吸収合併するものとする。
2. 本契約の解釈及び効力においては、可能な限り個別の合併（すなわち、甲乙間、甲丙間の合併）ごとに検討し、個別の合併における合併条件の変更、本契約の解除による失効その他の効力は、それ以外の個別の合併の効力に影響を及ぼさないものとする。
3. 甲は、会社法第796条第2項の規定により、乙は、会社法第784条第1項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。

第3条（効力発生日）

合併の効力発生日（以下、「効力発生日」という。）は令和2年10月1日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲及び消滅会社各社協議の上これを変更することができる。

第4条（合併対価の交付）

甲は、乙の発行済株式の全部及び丙の持分全部を所有しているため、各々の合併に際して株式の割当てその他一切の対価の交付を行わないものとする。

第5条（資本金及び準備金の額）

甲は、各々の合併によりその資本金及び準備金の額を増加しないものとする。

第6条（権利義務の承継）

1. 消滅会社各社は、令和2年3月31日現在の各々の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除した資産、負債その他の権利義務の全部を効力発生日において甲に引き継ぐ。
2. 消滅会社各社は、令和2年4月1日から効力発生日までの間の資産及び負債の変動につき、別に計算書を作成し、その内容を明確にする。

第7条（善管注意義務）

甲及び消滅会社各社は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、各々が善良なる管理者の注意をもって業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び消滅会社各社協議の上、これを行うものとする。

第8条（従業員の引継ぎ）

1. 甲は、効力発生日をもって、消滅会社各社の従業員全員を甲の従業員として引き継ぐ。
2. 消滅会社各社の従業員の退職金計算にまつわる勤続年数については、消滅会社各社における勤続年数を通算し、その他の事項については、甲及び消滅会社各社協議の上決定する。

第9条（解散費用）

効力発生日以降において、消滅会社各社の解散に必要な費用は、すべて甲の負担とする。

第10条（合併条件の変更等）

本契約締結の日から効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲及び消滅会社各社の資産若しくは経営状態に重大な変動を生じたときは、甲及び消滅会社各社協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（規定外事項）

本契約に定めるもののほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び消滅会社各社協議の上、これを決定する。

以上、本契約の成立を証するため、本書1通を作成し、甲及び消滅会社各社記名押印の上、甲が原本を保有し、消滅会社各社は原本の写しを保有する。

令和2年8月24日

甲 (住所) 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
(商号) 日本調剤株式会社
代表取締役社長 三津原 庸介



乙 (住所) 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
(商号) 株式会社ナカヒロ
代表取締役社長 三津原 庸介



丙 (住所) 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
(商号) 合同会社和田薬局
代表社員 日本調剤株式会社
職務執行者 三津原 庸介



(提供書面)

事業報告
(平成31年4月1日から
令和2年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度(平成31年4月1日～令和2年3月31日)において、10月に消費税引上げに伴う薬価改定が行われ、11月には「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」(改正薬機法)が可決・成立し(12月4日公布)、医薬分業の現状を踏まえた“薬剤師が本来の役割を果たし地域の患者を支援するための医薬分業のあり方”がまとめられました。更に12月には「全世代型社会保障改革検討会議」の中間報告が公表され、“すべての世代が安心できる社会保障制度”の実現に向け議論が進められています。

このように医療・医薬品業界を取り巻く環境が急速に且つ大きく変化する中、当社グループでは、医療費の増加抑制、良質な医療サービスの提供に向けた取り組みを全社を挙げて着実に進めた結果、新型コロナウイルス感染症の国内での感染拡大による影響はあったものの、当連結会計年度の業績は前期比増収増益を実現いたしました。

具体的な数値につきましては、売上高268,520百万円(前期比9.3%増)、営業利益7,593百万円(同12.8%増)、経常利益7,405百万円(同21.8%増)、親会社株主に帰属する当期純利益6,697百万円(同76.7%増)となりました。

[各事業のセグメント別概況]

・調剤薬局事業

当連結会計年度の売上高は231,001百万円(前年同期比10.7%増)、営業利益は9,785百万円(前年同期比12.4%増)となりました。

同期間の出店状況は、65店舗の新規出店、13店舗の閉店の結果、3月末時点での総店舗数は650店舗(物販店舗1店舗を含む)となりました。

売上高については、抗癌剤などの高額な医薬品の処方増加やかかりつけ薬剤師・薬局への取り組みなどによる処方箋単価の上昇並びに処方箋枚数の増加等が、前年同期比増加の主な要因です。営業利益についても、増収による増益効果などにより、前年同期比で増加いたしました。

なお、国が令和2年9月までに80%とすることを目標として掲げているジェネリック医薬品の数量ベース使用割合は、当社では3月末時点で全社平均89%に達しております。また、

在宅医療実施店舗の割合は89%（年間12件以上実施の店舗割合）と順調に推移しております。

・医薬品製造販売事業

当連結会計年度の売上高は43,072百万円（前年同期比5.9%増）、営業利益は1,301百万円（前年同期比31.0%減）となりました。

売上高については、10月の薬価改定に伴う既存製品の販売価格下落により厳しい環境となった一方で、新製品の好調な販売、受託事業の伸展などにより、前年同期比で増加いたしました。営業利益については、収益性を重視した販売戦略による増益効果等があったものの、薬価改定の影響が大きく、前年同期比で減少いたしました。

・医療従事者派遣・紹介事業

当連結会計年度の売上高は12,721百万円（前年同期比2.8%減）、営業利益は1,851百万円（前年同期比25.2%増）となりました。

売上高については、薬剤師を中心に医療従事者に対する求人需要は引き続き高い水準で推移しているものの、派遣需要の減少が想定以上に大きかったことなどにより、前年同期比で減少いたしました。営業利益については、収益性の高い紹介事業が薬剤師、医師の分野で拡大したことなどにより、前年同期比で増加いたしました。

② 資金調達状況

調剤薬局事業における新規出店及び医薬品製造販売事業における設備投資並びに借入金の借換えのため、当連結会計年度において9,900百万円の借入を実施しております。

③ 設備投資状況

当連結会計年度中における設備投資の総額は、調剤薬局事業における出店費用及び医薬品製造販売事業における設備投資を中心として、12,025百万円であります。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、令和2年1月1日に100%子会社である株式会社エムエス中部調剤を当社に吸収合併しております。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、当連結会計年度において、株式会社3社及び特例有限会社3社の株式並びに合同会社1社の持分を取得し、子会社といたしました。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 37 期 (平成29年3月期)	第 38 期 (平成30年3月期)	第 39 期 (平成31年3月期)	第 40 期 (当連結会計年度) (令和2年3月期)
売 上 高 (百万円)	223,468	241,274	245,687	268,520
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	4,638	6,104	3,790	6,697
1 株当たり当期純利益 (円)	145.02	190.84	121.74	223.33
総 資 産 (百万円)	178,347	186,569	178,677	185,551
純 資 産 (百万円)	36,447	41,506	41,073	47,072
1 株当たり純資産額 (円)	1,139.36	1,297.50	1,369.52	1,569.77

- (注) 1. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を前連結会計年度の期首から適用しており、第38期の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した場合の金額となっております。
2. 当社は、令和2年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額につきましては、当該株式分割が第37期の期首に行われたと仮定して算定しております。
3. 各連結会計年度の主な変動要因は次のとおりであります。

第37期

調剤薬局事業は、M&Aにも積極的に取り組み、42店舗を出店いたしました。一方で、調剤報酬改定の影響やC型肝炎薬の大幅な薬価引き下げなどによるマイナスの影響が大きく、売上高はわずかながら減少し、営業利益は9,560百万円と減益になりました。医薬品製造販売事業は、売上高は増収であったものの、価格競争の影響で営業利益は1,719百万円と減益となりました。医療従事者派遣・紹介事業は、順調に推移し営業利益は1,710百万円と増益となりました。結果として、親会社株主に帰属する当期純利益は4,638百万円となり、前期比26.7%の減益となりました。

第38期

調剤薬局事業は、36店舗を新規出店いたしました。店舗数の増加に加え、改定翌年度における処方箋単価の上昇、既存店枚数の増加傾向などにより売上高は増収となりました。また営業利益は12,411百万円と大幅な増益となりました。医薬品製造販売事業は、売上高は増収であったものの、自社製造品増強のための費用増加などにより営業利益は1,194百万円と減益となりました。医療従事者派遣・紹介事業は、順調に推移し営業利益は1,842百万円と増益となりました。結果として、親会社株主に帰属する当期純利益は6,104百万円となり、前期比31.6%の増益となりました。

第39期

調剤薬局事業は、32店舗を新規出店いたしました。自力出店を中心とした出店戦略の成果などにより増収となりました。他方営業利益は調剤報酬及び薬価の改定の影響により8,707百万円と大幅な減益となりました。医薬品製造販売事業は、調剤薬局事業の業容拡大に伴う内部売上高の増加などにより増収となりました。利益面についても、償却負担増加を販売戦略効果などで補填し1,885百万円と増益となりました。医療従事者派遣・紹介事業は、紹介事業伸展などにより増収を果たしましたが、医

師紹介事業拡大に向けた先行投資負担が大きく、1,478百万円と減益となりました。結果として、親会社株主に帰属する当期純利益は3,790百万円となり、前期比37.9%の減益となりました。

第40期

当連結会計年度につきましては、「(1) ①事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社メディカルリソース	93百万円	100%	医療従事者派遣・紹介事業
日本ジェネリック株式会社	1,255百万円	100%	医薬品製造販売事業
株式会社日本医薬総合研究所	100百万円	100%	情報提供・コンサルティング事業
長生堂製薬株式会社	340百万円	100%	医薬品製造販売事業

(4) 対処すべき課題

調剤薬局・医薬品業界では、平成27年10月に「患者のための薬局ビジョン」が策定されてから、3度目の改定となる「令和2年度調剤報酬改定」で、「対物業務から対人業務への構造的な転換」が加速し、「薬局における対人業務の評価の充実」を図る一方、「対物業務等の評価の見直し」がなされる報酬体系となりました。

このような環境のもと、当社グループでは主力事業である調剤薬局事業において、薬剤師が対人業務に多くの時間を割けるよう、ICTの活用や機械化の推進を強力かつ積極的に進めるとともに、M&Aも活用した店舗数の増加を進めることなどにより経営基盤をより強固なものとしてまいります。また、医薬品製造販売事業につきましては、当社グループの強みであるグループシナジーの発揮に加え、受託事業等のさらなる拡大に取り組んでまいります。医療従事者派遣・紹介事業については、新しい医療人材ニーズを逃すことなく業界動向などを注視し、収益の拡大を図ってまいります。

当社グループは、大きな事業環境の変化を乗り越え、業界再編を勝ち残る企業グループを指向し、グループ各社がそれぞれ経営の効率化を進め、生産性を向上してまいります。加えて、経営の健全性と透明性をさらに向上させるべく、コンプライアンス体制をはじめとする内部統制システムの一層の整備を図り、コーポレートガバナンスを強化してまいります。

(5) 主要な事業内容 (令和2年3月31日現在)

区 分	事 業 の 内 容
調 剤 薬 局 事 業	調剤薬局の経営
医 薬 品 製 造 販 売 事 業	ジェネリック医薬品の製造及び販売
医 療 従 事 者 派 遣 ・ 紹 介 事 業	薬剤師の派遣及び有料職業紹介 医師の有料職業紹介 看護師の派遣及び有料職業紹介 高齢者向け施設検索サイトの運営
情 報 提 供 ・ コ ン サ ル テ ィ ン グ 事 業	医薬情報の提供・研究・調査 広告媒体ビジネス 製薬企業・医療機関等へのコンサルティング

(6) 主要な事業所 (令和2年3月31日現在)

① 調剤薬局事業

日 本 調 剤 株 式 会 社		本 社 (東 京 都 千 代 田 区)	
出店地域	当 社 店 舗 数	調 剤 子 会 社 店 舗 数	グ ル ー プ 店 舗 総 数
北 海 道	43	0	43
東 北	48	0	48
関 東 甲 信 越	327	26	353
東 海	56	1	57
関 西 ・ 北 陸	72	0	72
中 国 ・ 四 国	39	0	39
九 州	38	0	38
合 計	623	27	650

(注) 調剤子会社とは、株式会社薬栄、合同会社水野ほか8社であります。

② 医薬品製造販売事業

日 本 ジ ェ ネ リ ッ ク 株 式 会 社	本 社 (東 京 都 千 代 田 区)
長 生 堂 製 薬 株 式 会 社	本 社 (徳 島 県 徳 島 市)

③ 医療従事者派遣・紹介事業

株 式 会 社 メ デ ィ カ ル リ ソ ー ス	本 社 (東 京 都 千 代 田 区)
---------------------------	-----------------------

④ 情報提供・コンサルティング事業

株 式 会 社 日 本 医 薬 総 合 研 究 所	本 社 (東 京 都 千 代 田 区)
---------------------------	-----------------------

(7) 使用人の状況（令和2年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

区 分	使用人数	前期比増減
調剤薬局事業	3,686名	518名増
医薬品製造販売事業	700名	20名増
医療従事者派遣・紹介事業	240名	13名増
全社（共通）	278名	30名減
合計	4,904名	521名増

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇員（準社員、パートタイマー等）は含まれておりません。
2. 出向者は、出向先の各区分の使用人数に含まれております。
3. 全社（共通）の使用人数は、特定の事業区分に帰属しない本社部門の就業人員数であります。

② 当社の使用人の状況

区 分	使用人数 (内薬剤師)	前期比増減 (内薬剤師)	平均年齢	平均勤続年数
合計又は平均	3,750名 (2,331名)	357名増 (402名増)	34.9歳	6.5年

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇員（準社員、パートタイマー等）は含まれておりません。
2. 平均年齢及び平均勤続年数は、正社員に関するものであります。
3. 使用人数が当事業年度において357名増加しておりますが、主として平成31年4月1日付で入社した新入社員、期中の中途入社社員によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況（令和2年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	7,085百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	6,447
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	4,595
株 式 会 社 り そ な 銀 行	4,000
株 式 会 社 百 十 四 銀 行	3,222

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (令和2年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 44,192,000株
- ② 発行済株式の総数 16,024,000株 (自己株式1,030,417株を含む)
- ③ 株主数 5,917名 (うち単元株主数4,525名)
- ④ 単元株式数 100株
- ⑤ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数 (株)	持株比率 (%)
三 津 原 博	4,680,000	31.21
三 津 原 庸 介	3,320,000	22.14
有 限 会 社 マ ッ ク ス プ ラ ン ニ ン グ	1,120,000	7.47
日 本 調 剤 従 業 員 持 株 会	452,600	3.02
三 津 原 陽 子	400,000	2.67
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	327,200	2.18
姚 恵 子	269,300	1.80
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	210,900	1.41
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	180,700	1.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	161,900	1.08

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (1,030,417株) を控除して計算しております。
 2. 令和2年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記株式数については、当該株式分割による調整を行っておりません。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（令和2年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	三津原 庸介	
常務取締役	深井 克彦	医療連携推進・事業開発担当
常務取締役	笠井 直人	営業統括部長 営業統括・開発・企業情報担当
取締役	宮田 徳昭	営業推進部長 営業推進・MC面対応営業担当
取締役	小柳 利幸	薬剤本部長 薬剤管理・推進・教育情報・ジェネリック推進・ 購買・在宅医療・ヘルスケア推進・マーケティング・支店管理担当
取締役	小城 和紀	財務部長 経理・財務・システム・経営企画担当
取締役	藤本 佳久	管理本部長 総務・人事・薬事採用センター・広報・民間医療 保険担当 CSO
取締役	増原 慶壮	フォーミュラー事業推進部長 フォーミュラー事業推進担当
取締役	恩地 祥光	(株)オズ・コーポレーション代表取締役 東京建物(株)社外取締役 UNITED FOODS INTERNATIONAL(株)社外監査役
取締役（監査等委員・常勤）	畠山 信之	
取締役（監査等委員）	卜部 忠史	弁護士
取締役（監査等委員）	東 葭 新	公認会計士・税理士 SMC(株)社外監査役

(注) 1. 事業年度中に退任した取締役

退任時の会社における地位	氏名	退任時の担当及び重要な兼職の状況	退任日
代表取締役社長	三津原 博		令和元年6月27日

なお、代表取締役社長三津原博氏は、辞任による退任であります。

2. 取締役恩地祥光氏と監査等委員である取締役卜部忠史氏及び東葭新氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

3. 監査等委員である取締役東葎新氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・監査等委員である取締役東葎新氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しております。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために畠山信之氏を常勤の監査等委員として選定しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額を限度としております。

③ 取締役の報酬等の総額

区分	員数	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	12名 （1）	383百万円 （11百万円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	5名 （4）	30百万円 （17百万円）
合計	17名 （5）	413百万円 （28百万円）

- (注) 1. 上記には、令和元年6月26日開催の第39期定時株主総会終結の時をもって退任した常務取締役鎌田良樹氏、取締役鈴木重夫氏、監査等委員薄金孝太郎氏、及び監査等委員長嶋隆氏、及び令和元年6月27日付で辞任した代表取締役三津原博氏を含めております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 3. 報酬等の額には、以下のものも含まれております。

当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額

取締役（監査等委員を除く）	12名	29百万円	（うち社外取締役	1名	0百万円）
取締役（監査等委員）	5名	1百万円	（うち社外取締役	4名	0百万円）
 4. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、平成28年6月28日開催の第36期定時株主総会において、年額1,000百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
 5. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成28年6月28日開催の第36期定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役恩地祥光氏は、(有)オズ・コーポレーション代表取締役、東京建物(株)社外取締役、UNITED FOODS INTERNATIONAL(株)社外監査役を兼務しております。兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）東葭新氏は、SMC(株)社外監査役を兼務しております。兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。

ロ. 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係

- ・該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	恩地祥光	当事業年度開催の取締役会17回のうち17回出席し、必要に応じ企業経営者としての経験に基づいた専門的見地から適宜発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	ト部忠史	就任後開催の取締役会13回のうち、監査等委員として13回出席し、弁護士として法律に関する専門的な知識と経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、就任後開催の監査等委員会10回のうち10回出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	東葭新	就任後開催の取締役会13回のうち、監査等委員として13回出席し、公認会計士及び税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、就任後開催の監査等委員会10回のうち10回出席し、主に経理システム並びに内部監査について適宜発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任監査法人トーマツ
- ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	53百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	75百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。また、当該金額について監査等委員会は、監査計画、監査内容、監査に要する工数が適切な会計監査を実施する上で相当か否か及び報酬水準が従来の実績値及び監査法人の一般的水準に比して高額でないかという観点から検討し、会計監査人の報酬に関する代表取締役の決定は妥当であると認め、これに同意しました。

③ 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である財務内容の調査業務を委託しております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、改善の見込みがないと判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令上保存を義務付けられている文書、議事録、稟議書、契約書及び重要な情報の保存並びに管理に関する事項を、別途定める文書管理規程に従って管理するものとし、取締役及び内部監査部門は、業務の必要に応じこれらの書類を自由に閲覧できるものとする。

2. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当社グループは、部門毎に個別のリスクを把握、管理し、別途定める規程、マニュアル等により、リスクの現実化を予防するとともに、リスクが現実化した場合は、担当する取締役の責任と権限において即座に対処するものとする。

②社長直属の内部監査室が、定期的に、当社グループの各部門のリスク管理の状況を監査し、想定されたリスクに遺漏がないか、リスクの管理方法等が適切かどうかをレビューし、必要な指示を行うものとする。

3. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当社は、3事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、グループ全体の重点経営目標及び予算配分等を定めるものとする。

②当社グループは、別途定める職務権限規程によって、業務毎に決裁レベルを規定することにより、効率的に決裁が行われる体制を整備するとともに、別途定める業務分掌規程によって、部門毎に業務内容を明確に規定することにより、業務の効率性を図るものとする。

③別途定める予算管理規程によって予算管理を行うことにより、経営効率の向上を図るとともに、IT（情報技術）化を進めることにより、業務の効率性を図るものとする。

4. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①当社グループは、取締役会を毎月及び必要があるときは随時開催することで、取締役間相互の監視・監督機能を確保し、もって取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するものとする。
 - ②当社グループは、別途定める個別規程及びマニュアル等によって、各業務の手順や遵守すべき事項等を規定することにより、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するものとする。
 - ③社長直属の内部監査室が、定期的に、当社グループの使用人の法令及び定款適合性の状況を監査し、必要な指示を行うものとする。
 - ④当社グループにおいては、各子会社に、規模や業態等に応じて、適正数の監査役やコンプライアンス推進委員を配置するものとする。
 - ⑤当社グループは、当社グループの役員・従業員等が当社コンプライアンス担当部門に対して直接通報を行うことができる日本調剤ホットラインを整備するものとする。
5. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、事業の状況に関する定期的な報告を義務づけるとともに、重要事項についての事前協議を義務づけるものとする。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
 - ①監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は、内部監査部門を中心に人選を行い、補助使用人を置くものとする。
 - ②補助使用人の人数、職位等については、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とが協議して決定するものとする。
7. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ①当社が補助使用人を置いた場合、当該補助使用人の異動、懲戒及び解雇については、監査等委員会の事前の同意を必要とする。
 - ②補助使用人の人事考課は、監査等委員会の評価に基づき、常勤の監査等委員が行うものとする。
 - ③補助使用人は、監査等委員会の職務を補助する際は、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従うものとする。
 - ④当社は、補助使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力するものとする。

8. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
 - ①当社は、取締役会を毎月及び必要があるときは随時開催することにより、業務執行取締役が担当する業務の執行状況等が定期的に報告される体制を確保するものとする。
 - ②取締役及び使用人が、監査等委員会からその業務執行に関する事項の報告（必要な事項の調査及び必要な資料の写しの提出を含む。）を求められた場合、速やかに当該事項につき報告を行うものとする。

9. 子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制
 - ①当社グループの役職員は、当社の監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとする。
 - ②当社グループの役職員は、法令違反行為等、当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査等委員会に対して報告を行うものとする。

10. 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査等委員会への報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員・従業員に周知徹底するものとする。

11. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又はその償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査等委員が、その職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等を請求したときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員会の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

12. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、会計監査人及び内部監査部門と連携して随時情報交換することによって、迅速かつ的確に問題点を把握し、もって監査の実効性を確保するものとする。

当期における運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ①当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するために、「企業行動憲章」「倫理行動指針」「コンプライアンス基本規程」「コンプライアンス推進規程」「リスク管理規程」等を整備し、社内イントラネット等を通じて当社グループ各社が遵守すべき基本事項につき周知徹底を図っています。
- ②コンプライアンス及びリスク管理に関する取組みとして、リスク管理委員会、コンプライアンス推進委員会を年4回開催し、各分野における諸施策の推進及び情報の共有化を図りました。
- ③内部通報制度であるホットラインにつきましては、「内部通報制度運用規程」に基づき、当社グループ各社において通報窓口を設置し、継続的に運用するとともに、通報者に対する通報を理由とする不利益取扱いを禁止することで通報者の保護を図っています。
- ④災害・事故等の発生時に当社グループの事業の継続を図るため、事業継続計画（BCP）を策定し、社内イントラネット等を通じて周知徹底を図っています。
- ⑤監査等委員会の職務を補助する補助使用人3名を監査等委員会の要請に基づき配置し、監査体制の強化を図りました。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆さまへの利益還元を経営上の重要課題の一つとして捉えており、成長性を確保するための内部留保も十分に考慮しながらも、各期の経営成績に連動した形で最大限株主の皆さまに対して利益還元を図ることを基本方針としております。また、当社は中間配当と期末配当の年2回の配当を行うことを基本方針としております。内部留保資金の使途といたしましては、中長期的な事業拡大の原資として利用することとしております。

連結貸借対照表

(令和2年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	87,414	流動負債	70,107
現金及び預金	32,254	買掛金	42,659
受取手形	181	電子記録債務	3,131
売掛金	20,587	短期借入金	100
電子記録債権	1,080	一年内返済予定の長期借入金	9,406
商品及び製品	22,988	リース債務	82
仕掛品	1,541	未払法人税等	4,132
材料及び貯蔵品	5,431	賞与引当金	3,318
その他の債権	3,354	役員賞与引当金	76
貸倒引当金	△6	資産除去債務	9
固定資産	98,137	その他の負債	7,191
有形固定資産	66,082	固定負債	68,370
建物及び構築物	30,922	長期借入金	62,963
機械装置及び運搬具	15,084	リース債務	479
土地	14,653	長期割賦未払金	886
リース資産	655	役員退職慰労引当金	474
建設仮勘定	967	退職給付に係る負債	1,957
その他の負債	3,798	資産除去債務	1,289
無形固定資産	19,425	その他の負債	318
のれん	16,994	負債合計	138,478
その他の負債	2,431	(純資産の部)	
投資その他の資産	12,628	株主資本	47,143
投資有価証券	16	資本金	3,953
長期貸付金	703	資本剰余金	10,926
敷金及び保証金	7,765	利益剰余金	35,762
繰延税金資産	3,090	自己株式	△3,499
その他の負債	1,052	その他の包括利益累計額	△70
		退職給付に係る調整累計額	△70
		純資産合計	47,072
資産合計	185,551	負債・純資産合計	185,551

連結損益計算書
 (平成31年4月1日から
 令和2年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上	268,520
売上原価	222,147
販売費及び一般管理費	46,372
営業外収益	38,779
受取利息	7,593
受取手数料	0
受取貸付金	41
受取補助金	426
受取保険金	80
受取その他	88
営業外費用	75
支払利息	165
支払手数料	364
支払固定資産の除却	20
支払引当金の戻入	336
特別退職慰労引当金の戻入	98
特別退職慰労引当金の戻入	246
特別退職慰労引当金の戻入	1,066
特別退職慰労引当金の戻入	7,405
特別退職慰労引当金の戻入	6,662
特別退職慰労引当金の戻入	34
特別退職慰労引当金の戻入	634
特別退職慰労引当金の戻入	7,332
特別退職慰労引当金の戻入	187
特別退職慰労引当金の戻入	1
特別退職慰労引当金の戻入	2,663
特別退職慰労引当金の戻入	0
特別退職慰労引当金の戻入	2,852
特別退職慰労引当金の戻入	11,885
特別退職慰労引当金の戻入	5,544
特別退職慰労引当金の戻入	△357
特別退職慰労引当金の戻入	5,186
特別退職慰労引当金の戻入	6,698
特別退職慰労引当金の戻入	1
特別退職慰労引当金の戻入	6,697

連結株主資本等変動計算書

(平成31年4月1日から
令和2年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成31年4月1日 残高	3,953	10,926	29,815	△3,498	41,196
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△749		△749
親会社株主に帰属する 当期純利益			6,697		6,697
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	5,947	△0	5,946
令和2年3月31日 残高	3,953	10,926	35,762	△3,499	47,143

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
平成31年4月1日 残高	0	△127	△127	4	41,073
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△749
親会社株主に帰属する 当期純利益					6,697
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△0	57	57	△4	52
連結会計年度中の変動額合計	△0	57	57	△4	5,999
令和2年3月31日 残高	-	△70	△70	-	47,072

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

- ・ 連結子会社の数 15社
- ・ 連結子会社の名称 株式会社メディカルリソース
日本ジェネリック株式会社
株式会社日本医薬総合研究所
長生堂製薬株式会社
合同会社水野
有限会社ハート調剤薬局
有限会社ケイリバー
株式会社ライム
株式会社ナカヒロ
有限会社群大前薬局
合同会社和田薬局
株式会社薬栄
株式会社新栄メディカル
有限会社センチュリーオブジャスティス
有限会社ステラ薬局
- ・ 連結の範囲の変更 当連結会計年度において株式取得により連結子会社となりました、株式会社ナカヒロ、有限会社群大前薬局、合同会社和田薬局、株式会社薬栄、株式会社新栄メディカル、有限会社センチュリーオブジャスティス及び有限会社ステラ薬局は、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。
また、親会社との合併により、調剤薬局事業会社1社が消滅しております。

(2) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. たな卸資産

商品及び製品、仕掛品

当社及び連結子会社は、主として総平均法による原価法を採用しております。（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料及び貯蔵品

当社及び連結子会社は、主として月別総平均法による原価法を採用しております。（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、一部の連結子会社の工場生産設備（建物附属設備及び機械装置）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	10年～50年
機械装置及び運搬具	5年～15年
その他 （工具、器具及び備品）	5年～15年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

のれんの償却については、個別案件ごとに判断し、定額法により20年以内の合理的な年数で償却をしております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

当社及び一部の連結子会社はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社及び連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は役員賞与の支給に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

ニ. 役員退職慰労引当金

当社及び一部の連結子会社は役員退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により、発生翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により費用処理しております。

ハ. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

当社及び一部の連結子会社は金利スワップ取引について、金融商品会計基準に定める特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 —— 金利スワップ

ヘッジ対象 —— 借入金

ハ. ヘッジ方針

当社及び一部の連結子会社は内規である「金利リスク管理方針」に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

ニ. 有効性の評価方法

当社及び一部の連結子会社は特例処理によっている金利スワップ取引のため、有効性の評価を省略しております。

⑥その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 消費税等の会計処理

当社及び連結子会社は、消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

なお、控除対象外消費税等については、当連結会計年度の費用として処理しております。

ロ. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 令和2年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

⑦追加情報

当社グループでは、現状、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、店舗・工場の各拠点において厳重な対策を実施した上で事業活動を継続しておりますが、特に調剤薬局事業において外来診療の抑制・処方日数の長期化等の影響が令和3年3月期の業績に及ぶと認識しております。

当該感染症の今後の広がり方や収束時期等を予測することは困難であります。現時点の入手可能な情報に基づいて、このような状況は令和2年6月まで継続し、同年7月以降の業績は当該感染症の影響を受けない状況に回復することを想定しております。

これは、連結計算書類の作成にあたり、固定資産の減損に係る会計基準の適用における将来キャッシュ・フローの算定等の会計上の見積りに影響を及ぼしますが、上記の様な仮定を前提として見積もっております。なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響額は軽微であります。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 当社及び一部の連結子会社の実施した債権流動化による売掛債権譲渡高は29,934百万円です。

なお、当該売掛債権については、金融資産の消滅要件を満たしているため、売却処理を行っております。

(2) 有形固定資産から控除した減価償却累計額は44,426百万円です。

(3) 担保に供している資産及び担保付債務

①担保に提供している資産

建物及び構築物	4,461百万円
土地	2,583百万円
敷金及び保証金	154百万円
計	7,199百万円

②担保付債務

一年内返済予定の長期借入金	700百万円
長期借入金	5,693百万円
計	6,394百万円

(4) 割賦払いにより所有権が留保されている資産及び割賦未払金

①割賦払いにより所有権が留保されている資産

建物及び構築物	49百万円
機械装置及び運搬具	1,632百万円
建設仮勘定	5百万円
その他	145百万円
計	1,833百万円

②割賦未払金

流動負債（その他）	462百万円
長期割賦未払金	886百万円
計	1,349百万円

3. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

以下の減損損失を計上しております。

用途	地域	種類	減損損失 (百万円)
店舗	北海道 (1店舗)	建物及び構築物、その他	71
店舗	東北 (1店舗)	建物及び構築物	0
店舗	関東甲信越 (16店舗)	建物及び構築物、リース資産、のれん、その他	1,775
店舗	東海 (4店舗)	建物及び構築物、土地、のれん、その他	190
店舗	関西・北陸 (4店舗)	建物及び構築物、土地、リース資産、その他	80
店舗	中国・四国 (4店舗)	建物及び構築物、土地、のれん、その他	138
店舗	九州 (4店舗)	建物及び構築物、土地、のれん、その他	94
研修所	本社	建物及び構築物	289
その他	本社	建物及び構築物、その他	21
合計			2,663

(注) 当社グループは、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、事業用資産については、店舗・工場単位で資産のグルーピングを行っております。遊休資産については、個別資産ごとに資産のグルーピングを行っております。このうち収益性が悪化している資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。回収可能価額は、使用価値又は正味売却価額により測定しております。使用価値は、将来キャッシュ・フローを8.8%で割り引いて算定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスのものについては、零としております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	16,024千株	一千株	一千株	16,024千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	1,030千株	0千株	一千株	1,030千株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 令和元年6月26日開催の第39期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 374百万円
- ・ 1株当たり配当額 25円
- ・ 基準日 平成31年3月31日
- ・ 効力発生日 令和元年6月27日

ロ. 令和元年10月31日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 374百万円
- ・ 1株当たり配当額 25円
- ・ 基準日 令和元年9月30日
- ・ 効力発生日 令和元年12月5日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

令和2年6月24日開催の第40期定時株主総会において次のとおり付議する予定であります。

- ・ 配当金の総額 374百万円
- ・ 1株当たり配当額 25円
- ・ 基準日 令和2年3月31日
- ・ 効力発生日 令和2年6月25日

なお、配当の原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(注) 令和2年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。令和2年3月31日を基準日とする配当については、当該株式分割前の株式数を基準としております。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	1,026百万円
未払事業税	282百万円
法定福利費	162百万円
たな卸資産評価損	60百万円
資産除去債務	402百万円
役員退職慰労引当金	148百万円
減損損失	446百万円
長期前払消費税等	163百万円
退職給付に係る負債	607百万円
繰越欠損金	1,306百万円
有価証券評価損	33百万円
連結納税適用に伴う時価評価益	41百万円
その他	733百万円
繰延税金資産小計	5,416百万円
繰越欠損金に係る評価性引当額	△1,238百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△487百万円
評価性引当額小計	△1,726百万円
計	3,690百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	163百万円
連結納税適用に伴う時価評価損	144百万円
その他	292百万円
計	600百万円
繰延税金資産の純額	3,090百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率 (調整)	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6%
住民税均等割	1.9%
留保金課税等	7.4%
税額控除	△3.6%
のれん償却による影響	1.2%
評価性引当額の増減	5.0%
その他	0.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>43.6%</u>

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、店舗用建物、事務用関連機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。

一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、借入金に係る支払金利の変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれておりません（(注2)参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	32,254	32,254	—
(2) 受取手形	181	181	—
(3) 売掛金	20,587	20,587	—
(4) 電子記録債権	1,080	1,080	—
(5) 長期貸付金 (※1)	788	786	△1
(6) 敷金及び保証金 (※2)	6,529	6,517	△12
資産計	61,421	61,407	△13
(1) 買掛金	42,659	42,659	—
(2) 電子記録債務	3,131	3,131	—
(3) 短期借入金	100	100	—
(4) 未払法人税等	4,132	4,132	—
(5) 長期借入金 (※3)	72,370	72,592	222
(6) リース債務 (※3)	562	542	△19
(7) 長期割賦未払金 (※3)	1,349	1,353	3
負債計	124,304	124,511	206

(※1) 長期貸付金は、1年内回収予定の金額を含めております。

(※2) 敷金及び保証金は、将来返還されない金額を控除しております。

(※3) 長期借入金、リース債務、長期割賦未払金は、1年内返済予定の金額を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金、(4) 電子記録債権

これらは短期間で決済され、信用リスク相当額も重要性に乏しく、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期貸付金、(6) 敷金及び保証金

これらの時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 電子記録債務、(3) 短期借入金、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金、(6) リース債務、(7) 長期割賦未払金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

当社グループが利用しているデリバティブ取引は金利スワップ取引であります。これらはすべて特例処理によっており、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(5)長期借入金参照）。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式16百万円については、市場価格がなく、かつ、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記表には含めておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,569円77銭
(2) 1株当たり当期純利益	223円33銭

(注1) 算定上の基礎

1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	29,987,166株
1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数	29,987,382株

(注2) 当社は、令和2年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

9. 企業結合に関する注記

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	株式会社薬栄 株式会社新栄メディカル 有限会社センチュリーオブジャスティス 有限会社ステラ薬局 (以降、薬栄グループと表記)
事業の内容	調剤薬局の経営

②企業結合を行った主な理由

薬栄グループは、東京都を中心に千葉県、埼玉県、神奈川県の一都三県に調剤薬局19店舗を展開し、患者さま目線のサービス提供に創業以来取り組んでおり、様々な点で当社の事業方針と共通しております。当社グループに迎えることにより、さらなる店舗網の拡充を図るとともに、患者さまサービスや事業ノウハウの融合などにより、経営基盤を一層強化し、業界再編を勝ち抜き、グループの企業価値を高めることができると判断したことによります。

③企業結合日

令和元年12月31日（みなし取得日）

④企業結合の法的形式

株式取得

⑤結合後企業の名称

変更ありません。

⑥取得した議決権比率

100%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価とした株式取得により、当社が薬栄グループの議決権100%を取得したことによるものです。

(2) 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

令和2年1月1日から令和2年3月31日

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	5,155百万円
取得原価		5,155百万円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 186百万円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれん金額

3,949百万円

②発生原因

取得原価が受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回ったため、その差額をのれんとして計上しております。

③償却方法及び償却期間

20年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	2,572百万円
固定資産	797百万円
資産合計	3,369百万円
流動負債	1,980百万円
固定負債	183百万円
負債合計	2,163百万円

貸借対照表

(令和2年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	64,495	流動負債	56,973
現金及び預金	27,407	買掛金	35,334
売掛金	10,149	関係会社短期借入金	4,708
商掛金	8,934	一年内返済予定の長期借入金	7,180
関係会社短期貸付金	14,800	リース債務	57
前払費用	1,090	未払金	1,808
その他当座預金	2,119	未払費用	1,010
固定資産	80,369	未払法人税等	3,923
有形固定資産	21,942	預り金	137
建物	9,666	賞与引当金	35
構築物	665	役員引当金	2,633
船舶	1	資産除却償	70
車両運搬具	117	その他負債	9
器具備品	117	固定負債	52,982
土地	2,532	長期借入金	49,768
建物	8,336	リース負債	476
建設資産	454	退職引当金	1,057
無形固定資産	167	退職慰労引当金	330
借入金	10,054	退職去償	1,172
ソフトウェア	705	その他	176
その他	846	負債合計	109,956
その他	8,460	(純資産の部)	
投資その他の資産	48,372	株主資本	34,908
投資有価証券	13	資本剰余金	3,953
関係会社株式	17,003	資本剰余金	10,926
関係会社出資金	1,646	資本準備金	4,754
長期貸付金	664	その他資本剰余金	6,172
関係会社長期貸付金	19,705	利益剰余金	23,528
長期前払費用	601	利益準備金	20
敷金及び保証金	7,451	その他利益剰余金	23,508
繰延税金資産	2,188	別途積立金	130
その他当座預金	227	繰越利益剰余金	23,378
貸倒引当金	△1,130	自己株式	△3,499
資産合計	144,864	純資産合計	34,908
		負債・純資産合計	144,864

損益計算書
 (平成31年4月1日から
 令和2年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上	223,775
売上原価	190,190
販売費及び一般管理費	33,585
営業外収益	28,981
受取利息	4,603
受取配当金	147
受取手賃保委託金	630
受取業務引当金の戻入	41
受取倒引当金の戻入	396
営業外費用	88
支払外払手賃産の除却	17
支払定資産の常利	100
特別定業株損産	169
特別定業株損産	266
特別定業株損産	20
特別定業株損産	336
特別定業株損産	93
特別定業株損産	198
特別定業株損産	914
特別定業株損産	5,280
特別定業株損産	6,636
特別定業株損産	34
特別定業株損産	521
特別定業株損産	3
特別定業株損産	7,196
特別定業株損産	1
特別定業株損産	1,002
特別定業株損産	2,274
特別定業株損産	0
特別定業株損産	3,279
特別定業株損産	9,197
特別定業株損産	4,948
特別定業株損産	△424
特別定業株損産	4,524
特別定業株損産	4,672

株主資本等変動計算書

(平成31年4月1日から
令和2年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金	
平成31年4月1日 残高	3,953	4,754	6,172	10,926	20	130	19,455	19,605
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△749	△749
当期純利益							4,672	4,672
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	-	3,923	3,923
令和2年3月31日 残高	3,953	4,754	6,172	10,926	20	130	23,378	23,528

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成31年4月1日 残高	△3,498	30,986	0	0	30,986
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△749			△749
当期純利益		4,672			4,672
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△0	△0	△0
事業年度中の変動額合計	△0	3,922	△0	△0	3,922
令和2年3月31日 残高	△3,499	34,908	-	-	34,908

個別注記表

1. 重要な会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式

移動平均法による原価法

②関係会社出資金

移動平均法による原価法

③その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く) 並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年～47年
----	---------

構築物	10年～45年
-----	---------

工具、器具及び備品	5年～15年
-----------	--------

②無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。

のれんの償却については、個別案件ごとに判断し、定額法により20年以内の合理的な年数で償却をしております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（所有権移転外ファイナンス・リース取引）のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

③役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

④退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により、発生の日から費用処理することとしております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により費用処理しております。

⑤役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(5) その他計算書類作成のための重要な事項

①ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引について、金融商品会計基準に定める特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 ―― 金利スワップ

ヘッジ対象 ―― 借入金

ヘッジ方針

内規である「金利リスク管理方針」に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

有効性の評価方法

特例処理によっている金利スワップ取引のため、有効性の評価を省略しております。

②消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

なお、控除対象外消費税等については、当事業年度の費用として処理しております。

③連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 令和2年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

④追加情報

当社では、現状、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、店舗等の各拠点において厳重な対策を実施した上で事業活動を継続しておりますが、調剤薬局事業において外来診療の抑制・処方日数の長期化等の影響が当社の令和3年3月期の業績に及ぶと認識しております。

当該感染症の今後の広がり方や収束時期等を予測することは困難であります。現時点の入手可能な情報に基づいて、このような状況は令和2年6月まで継続し、同年7月以降の業績は当該感染症の影響を受けない状況に回復することを想定しております。

これは、計算書類の作成にあたり、固定資産の減損に係る会計基準の適用における将来キャッシュ・フローの算定等の会計上の見積りに影響を及ぼしますが、上記の様な仮定を前提として見積もっております。なお、当事業年度において、計算書類に与える影響額は軽微であります。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものは除く）

短期金銭債権債務

売掛金	4百万円
その他	372百万円
買掛金	0百万円
未払金	697百万円

(2) 債権流動化による売掛債権譲渡高は23,634百万円であります。なお、当該売掛債権については、金融資産の消滅要件を満たしているため、売却処理を行っております。

(3) 有形固定資産から控除した減価償却累計額は24,673百万円であります。

(4) 保証債務

関係会社の借入金及び割賦未払金に対し債務保証を行っております。

日本ジェネリック株式会社	11,341百万円
--------------	-----------

(5) 担保に供している資産及び担保付債務

①担保に供している資産

建物	527百万円
構築物	49百万円
土地	1,906百万円
敷金及び保証金	154百万円
計	2,639百万円

②担保付債務

一年内返済予定の長期借入金	119百万円
長期借入金	4,041百万円
計	4,161百万円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引高

売上

107百万円

売上原価

476百万円

販売費及び一般管理費

1,033百万円

営業取引以外の取引高

804百万円

(2) 減損損失

以下の減損損失を計上しております。

用途	地域	種類	減損損失 (百万円)
店舗	北海道 (1店舗)	建物、構築物、借地権、その他	71
店舗	東北 (1店舗)	建物、構築物	0
店舗	関東甲信越 (13店舗)	建物、構築物、リース資産、借地権、のれん、その他	387
店舗	東海 (4店舗)	建物、構築物、土地、借地権、のれん、その他	190
店舗	関西・北陸 (4店舗)	建物、構築物、土地、リース資産、借地権	80
店舗	中国・四国 (4店舗)	建物、構築物、土地、借地権、のれん	138
店舗	九州 (4店舗)	建物、構築物、土地、借地権、のれん、その他	94
研修所	本社	建物	17
その他	本社	建物、構築物、その他	21
合計			1,002

(注) 当社は、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、事業用資産については、店舗単位で資産のグルーピングを行っております。遊休資産については、個別資産ごとに資産のグルーピングを行っております。このうち収益性が悪化している資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。回収可能価額は、使用価値又は正味売却価額により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスのものについては、零としております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,030千株	0千株	一千株	1,030千株

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	806百万円
未払事業税	221百万円
法定福利費	129百万円
たな卸資産評価損	55百万円
資産除去債務	362百万円
役員退職慰労引当金	101百万円
減損損失	368百万円
長期前払消費税等	163百万円
退職給付引当金	323百万円
有価証券評価損	32百万円
関係会社株式・関係会社出資金	3,097百万円
貸倒引当金	348百万円
その他	407百万円
繰延税金資産小計	6,416百万円
評価性引当額	△3,786百万円
計	2,629百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	152百万円
その他	289百万円
計	441百万円
繰延税金資産の純額	2,188百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.1%
永久に益金に算入されない項目	△2.5%
住民税均等割	2.2%
留保金課税等	8.1%
税額控除	△1.4%
のれん償却による影響	2.7%
評価性引当額の増減	7.8%
その他	△2.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>49.2%</u>

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、店舗用建物、事務用関連機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					役員の 兼職等	事業上 の関係				
子会社	日本ジェネリック㈱	1,255	ジェネリック医薬品の製造販売	直接 100%	役員 2名	当社 仕入先	資金の貸付(純額)(注1)	892	関係会社 短期貸付金 (注1)	11,990
							債務保証(注2)	11,341	関係会社 長期貸付金 (注1)	19,705
							利息の受取(注1)	143		
子会社	長生堂製薬㈱	340	ジェネリック医薬品の製造販売	直接 100%	役員 2名	当社 仕入先	資金の貸付(純額)(注3)	950	関係会社 短期貸付金 (注3)	1,350
							利息の受取(注3)	1		
子会社	㈱メディカルリソース	93	医療従事者派遣・紹介事業	直接 100%	役員 3名	当社 仕入先	資金の借入(純額)(注4)	829	関係会社 短期借入金 (注4)	3,589
							利息の支払(注4)	9		

(注1) 日本ジェネリック㈱に対する貸付金については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

(注2) 日本ジェネリック㈱の借入金及び割賦未払金について保証を行っております。なお、保証料の受取は行っておりません。

(注3) 長生堂製薬㈱に対する貸付金については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

(注4) ㈱メディカルリソースからの借入金については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は提供しておりません。

(注5) 上記以外に日本ジェネリック㈱に対する貸付金を対象とした貸倒引当金1,130百万円(当事業年度における戻入額100百万円)を計上しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,164円12銭
(2) 1株当たり当期純利益	155円83銭

(注1) 算定上の基礎

1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	29,987,166株
1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数	29,987,382株

(注2) 当社は、令和2年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

9. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制適用会社であります。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和2年5月18日

日本調剤株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森谷和正印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 斎藤毅文印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本調剤株式会社の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本調剤株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和2年5月18日

日本調剤株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 森 谷 和 正 印

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 斎 藤 毅 文 印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本調剤株式会社の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第40期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (4) 後発事象について
記載すべき後発事象はありません。

令和2年5月19日

日本調剤株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 畠山 信之 ㊟

監査等委員 卜部 忠史 ㊟

監査等委員 東 葎 新 ㊟

(注) 監査等委員卜部忠史及び東葎新は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上